

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年2月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100490号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100076号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成29年6月10日、同年11月10日及び平成30年11月9日は50万円、令和元年6月10日は60万円に訂正することが必要である。

平成29年6月10日、同年11月10日、平成30年11月9日及び令和元年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月10日、同年11月10日、平成30年11月9日及び令和元年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年6月10日
② 平成29年11月10日
③ 平成30年11月9日
④ 令和元年6月10日

請求期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された支給控除一覧表により、請求者は、A社から請求期間①、②及び③に50万円、請求期間④に60万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年6月10日、同年11月10日、平成30年11月9日及び令和元年6月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年9月28日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当

該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。